

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第35号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年静岡県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第5条第1項、第2項又は第5項の規定による認定の申請にあっては、様式第1号による計画書</p> <p>(2) 建築をしようとする住宅又はその部分が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行うこれと同等の確認を含む。<u>以下同じ。</u>）を受けた型式に適合するものである場合にあっては、当該型式に係る住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し</p> <p>(3) 建築をしようとする住宅又はその部分が、品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等である場合にあっては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第5条第1項、第2項又は第5項から<u>第7項まで</u>の規定による認定の申請にあっては、様式第1号による計画書</p> <p>(2) 建築<u>又は維持保全</u>をしようとする住宅又はその部分が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合するものである場合にあっては、当該型式に係る住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し</p> <p>(3) 建築<u>又は維持保全</u>をしようとする住宅又はその部分が、品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等である場合にあっては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製</p>

をいう。以下同じ。)の写し

(4)・(5) (略)

(所管行政庁が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書
- (2) 前条第3号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合に、当該型式住宅部分等製造者認証書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示する

造者認証書をいう。以下同じ。)の写し

(4)・(5) (略)

2 品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合における省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第5号に掲げる図書とする。

(所管行政庁が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第2号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第2条第1項の表1、表2又は表3の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときは、当該図書
- (2) 前条第1項第3号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合に、当該型式住宅部分等製造者認証書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において

ことを要しない事項として指定された事項が、省令第2条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書

様式第4号 (略)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

(略)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので、申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
(略)
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
(略)
- 3 (略)

明示することを要しない事項として指定された事項が、省令第2条第1項の表1、表2又は表3の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときは、当該図書

様式第4号 (略)

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

(略)

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので、申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
(略)
- 2 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
(略)
- 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和4年10月1日）から施行する。